

感染性廃棄物を 適正に処理するために



リサイクルマスコット「クルリ」

平成28年1月

 八王子市

はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」又は「廃棄物処理法」という。)により、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、特別管理廃棄物として処理するものとされています。

感染性廃棄物とは、「廃棄物処理法施行令第1条第8項の規定による特別管理一般廃棄物及び第2条の4第4項の規定による特別管理産業廃棄物を示し、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している破棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう」と定義されています。

環境省は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を通達し、感染性廃棄物の適切処理化を義務づけています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。これは「排出事業者責任」と呼ばれるものです。医療関係機関等においては、医療行為等に伴って排出される廃棄物を適正に処理する必要があります。このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ特別管理産業廃棄物に該当する感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、十分に御理解いただくために作成したものです。

医療関係機関等の皆さまには、このパンフレットを参考にして医療廃棄物の適正処理に向けた取組みをお願いします。

平成 28 年 1 月

八王子市資源循環部廃棄物対策課

目次

自己チェックリスト	01
1章 排出事業者責任	03
2章 廃棄物の分別方法	04
3章 廃棄物の管理	
1 事務編	12
2 保管編	15
4章 委託処理	
1 許可業者を選ぶ	17
2 契約を締結する	19
3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する	22
5章 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度	28
巻末 問い合わせ先	

自己チェックリスト

皆さまが現在行っている医療廃棄物の処理が、法律の基準に従って「適法に」行われているかどうかを確認できるように、簡単な自己チェックリストを作成しました。

チェック事項により確認作業を行い、必要に応じて本文を参照するなど適正処理の確保に御活用ください。

また、今後も機会をみつけて定期的に確認作業を行うなど、適正な処理の確保にチェックリストを御活用ください。

1つでも「していない」に印がつけば、その項目について廃棄物処理法に違反しているおそれがありますので、早急に是正してください。



自己チェックリスト

チェック事項	チェック
01 廃棄物の分別は適正に行っていますか？ (⇒ p.04～11)	している／していない
02 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置して、八王子市に報告していますか？ (⇒ p.12)	している／していない
03 多量排出事業者の報告は行っていますか？ (⇒ p.13) (前年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上の医療関係機関等)	している／していない
04 帳簿を作成し、保存していますか？ (⇒ p.13)	している／していない
05 感染性廃棄物の保管場所は適切に設置、管理していますか？ (⇒ p.15)	している／していない
06 処理委託業者と必ず書面で契約していますか？ (⇒ p.19)	している／していない
07 収集運搬契約と処分契約は別々に行っていますか？ (⇒ p.19) (収集運搬業者と処分業者が同一の場合は一つで結構です)	している／していない
08 許可証の写しを契約書に添付していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
09 添付されている許可証の許可期限は有効期間内であることを確認していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
10 委託したい廃棄物は許可品目に含まれていることを確認していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
11 契約書には必要事項を漏れなく記載していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
12 契約書は5年間保存していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
13 マニフェストは自ら交付していますか？ (⇒ p.22)	している／していない
14 マニフェストのB2票、D票、E票の戻りは確認していますか？ (⇒ p.22)	している／していない
15 マニフェストは処理終了後5年間保存していますか？ (⇒ p.22) (電子マニフェストの場合は除く)	している／していない
16 産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出していますか？ (⇒ p.24) (平成20年度から、電子マニフェストの利用分は除く)	している／していない

1 章 排出事業者責任

廃棄物（特に産業廃棄物）の処理は、なぜ排出事業者責任なのでしょう？

通常の商取引では所有権が移るとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物については最終処分終了まで注意義務が発生し、不法投棄などの不適正処理が起こった場合は懲役や罰金といった厳しい罰則が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第 3 条第 1 項）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」（法第 11 条第 1 項）

これらは、「排出者責任の原則」と呼ばれています。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。

すなわち、廃棄物は環境に負荷を与えているので、その廃棄物を出した者が、きちんと処理しなければならない、という考え方です。

事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。

またその場合、産業廃棄物の発生から最終処分終了まで、処理が適正に行われるために必要なあらゆる措置を講じるよう努めなければならない（法第 12 条第 7 項）とされ、注意義務を負うことが明らかにされています。この規定に違反し、注意義務を怠ると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。（法第 19 条の 6）

このように、廃棄物処理法はとても厳しい法律です。とりわけ感染の危険を伴う感染性廃棄物は不適正な処理が行われると、重大な問題になってしまいます。

2章 廃棄物の分別方法

このパンフレットで説明する「廃棄物」は、図.1のように、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されます。また、「感染性廃棄物」とはそのうち特に指定された有害なもの、「特別管理廃棄物」に該当し、「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」に分かれます。

廃棄物（廃棄物処理法の対象である、いらなくなったもの）

産業廃棄物（事業活動で発生したもののうち、20種類）

（例：廃プラスチック、金属くず等）

特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

<感染性産業廃棄物>（例：血液、注射針等）

一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）（例：紙くず等）

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活から発生したもの）

特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

<感染性一般廃棄物>（例：臓器、血液等の付着した脱脂綿・ガーゼ等）

図.1 廃棄物の分類

(1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年6月10日法律第167号）の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

(2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分類されます。(令別表第1の4、令別表第2)

また、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

(3) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物
(医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの)
- ③ それ以外の廃棄物
(紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物)

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、許可業者に委託し処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。(参照：p.07図.2)

非感染性廃棄物は、通常の産業廃棄物として処理することになります。

感染性廃棄物に該当するかどうかは、p.07～09の図.2～5を御覧ください。
(特定薬品等、特別管理産業廃棄物に該当するものも別途ありますので、注意してください。)

(4) 紙おむつ

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

- ① 血液が付着したもの
- ② 次のような特定の感染症患者が使用したもの
 - イ 指定感染症、新感染症
 - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
 - ハ 感染症法で四類及び五類の一部

血液等が付着していなければ、イ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物（事業系一般廃棄物）として区分されます。

使用後の紙おむつの取扱いについては、p.10～11の表.1、2を御覧ください。

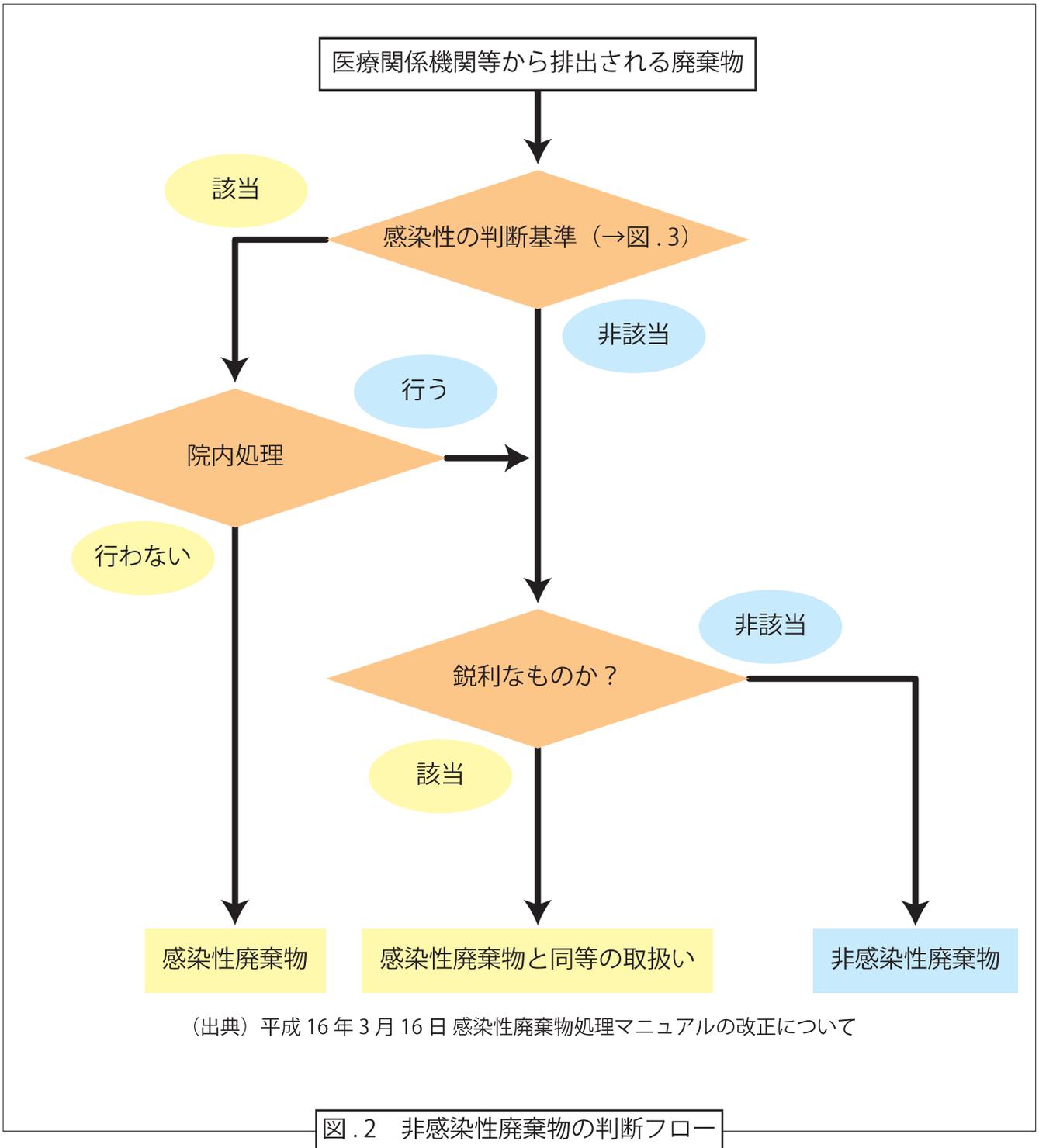
（表.2は平成27年5月21日に改正された感染症法上の分類です。感染性廃棄物の判断上の参考にしてください。）

(5) その他

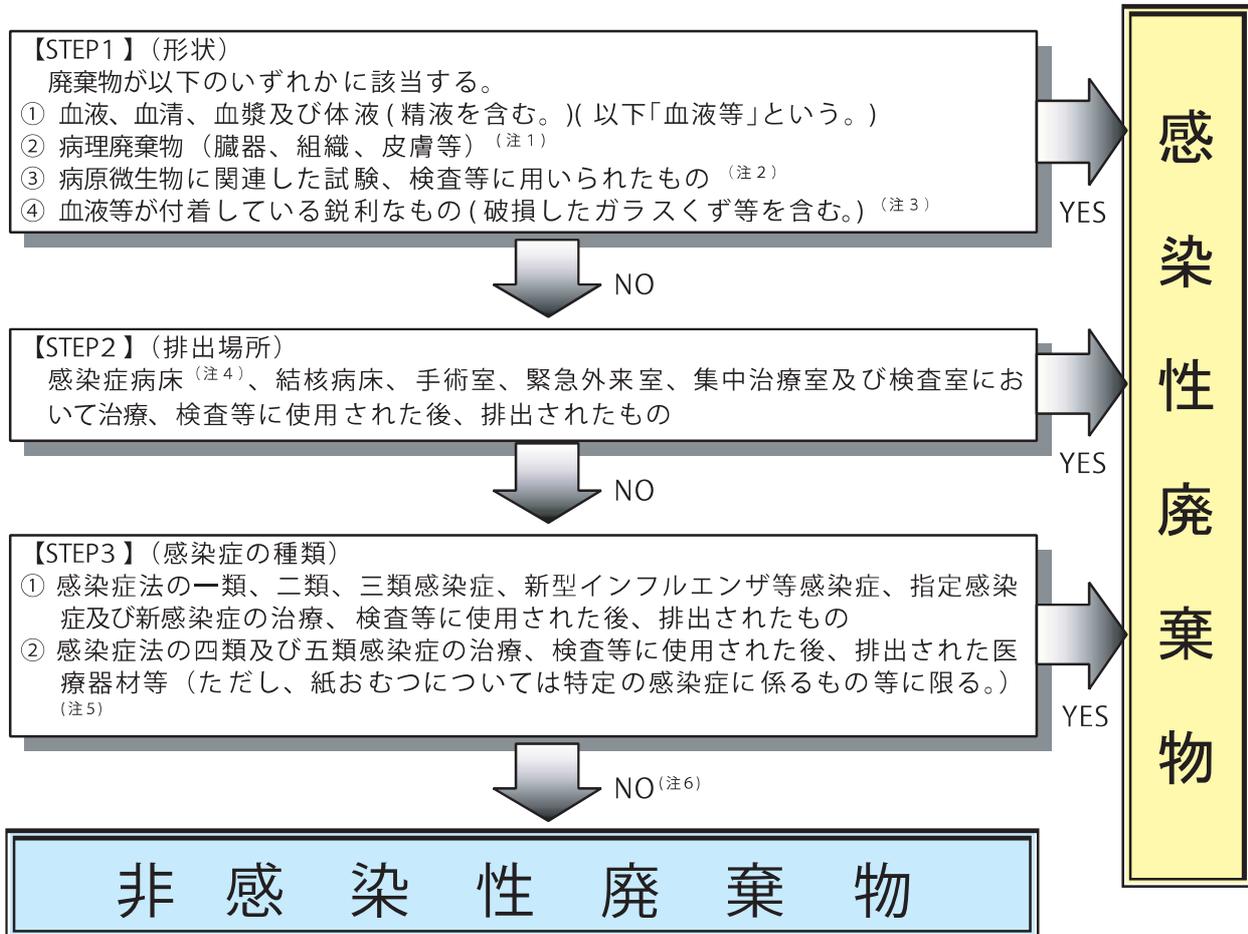
判断フロー等で判断できないものは、医師等により感染性のおそれを最終的に判断し分別を行います。当該廃棄物の感染性の有無だけでなく

- ① 当該廃棄物はどのように取扱う必要があるか？
- ② 感染性を喪失させる処理は必要か？
- ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か？

などの観点を考慮に入れて、適切な分別を行うようにしてください。



感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
 伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

図.3 感染性廃棄物の判断フロー

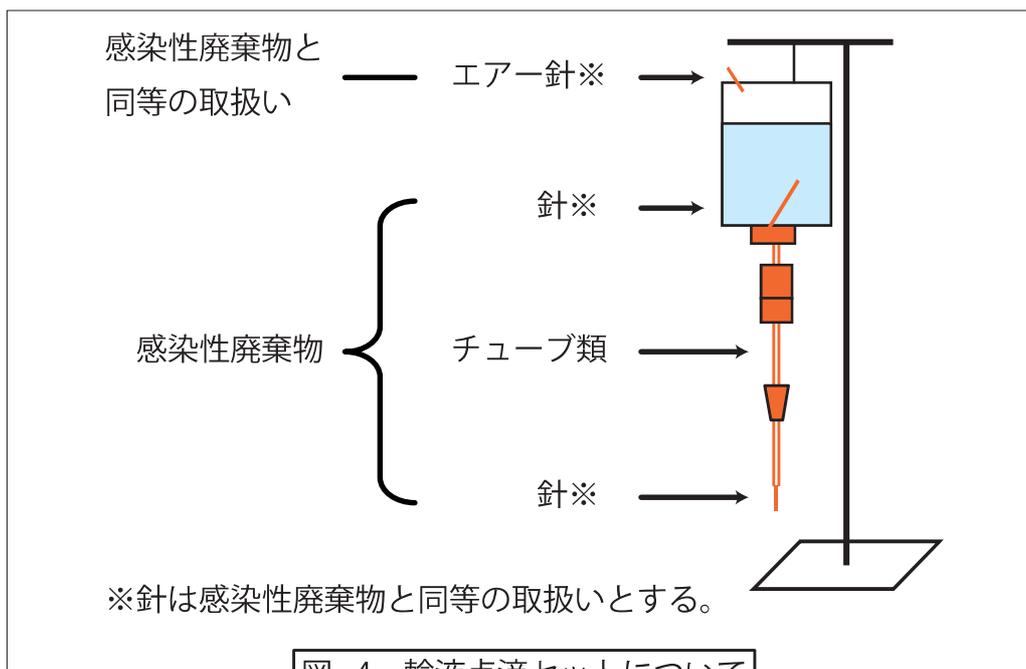


図.4 輸液点滴セットについて

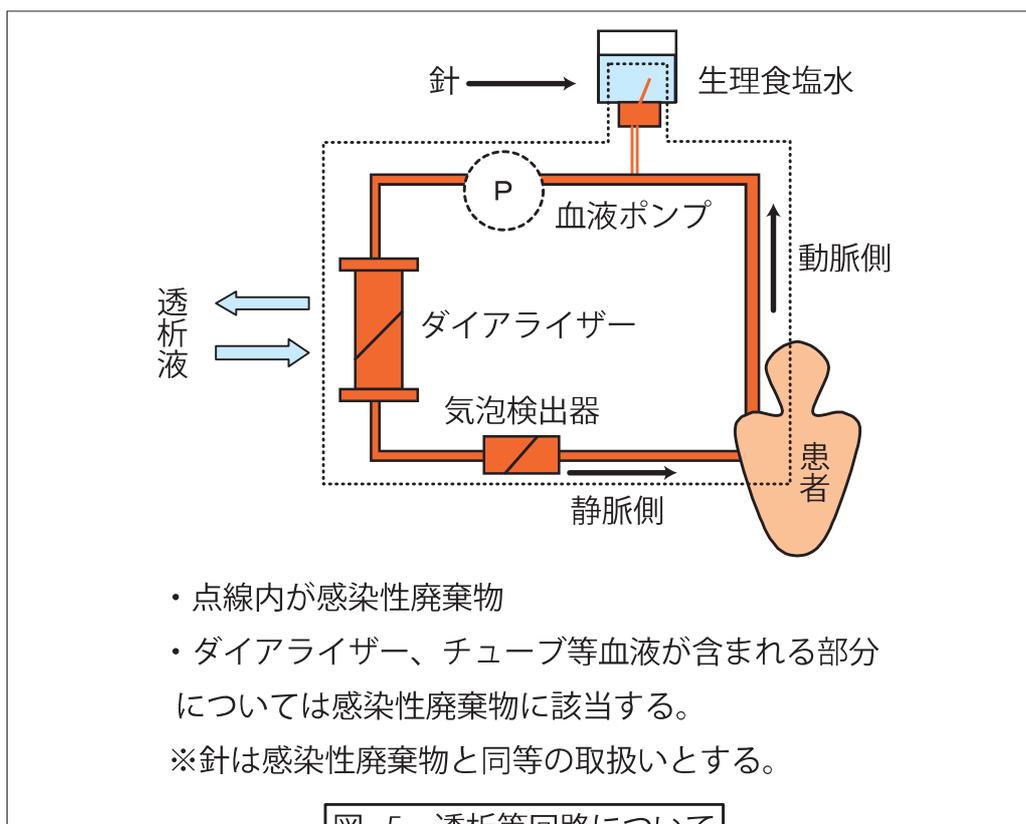


図.5 透析等回路について

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成24年5月)

表.1 感染症ごとの紙おむつの取扱

感染症の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1)(※2)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）、	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E 型肝炎、A 型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く。）、ボツリヌス菌、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q 熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサルウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メシチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシネトバクター	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症		○	
新感染症		○	

※1 ○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物

※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分類して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

（出典）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 24 年 5 月）

表.2 感染症法上の分類（平成 27 年 5 月 21 日現在）

感染症の分類	感染症名
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱
二類	急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）
三類	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
四類	E 型肝炎、A 型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、炭疽、ニパウイルス感染症、ボツリヌス症、レプトスピラ症 ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q 熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症 オムスク出血熱、キャサナル森林熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、鼻疽、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、ロッキーマウンテン紅斑熱 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウィルスであるものに限る。） テクングニア熱 鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く。）
五類	アメーバ赤痢、咽頭結膜熱、A 郡溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、手足口病、突発性発しん、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メシチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、 RS ウィルス感染症、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウィルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、伝染性紅斑、破傷風、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。） クリプトスポリジウム症 侵襲性髄
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

3章 廃棄物の管理

1 事務編

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第12条の2第8項)

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は、歯科衛生士（ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者^{*1}
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った者^{*2}

注）感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリなど）を排出する場合は、②又は③の資格が必要です。

*1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問い合わせ先：（社）東京都産業廃棄物協会

他県会場の問い合わせ先：（財）日本産業廃棄物処理振興センター

*2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、30日以内に八王子市長に報告してください。（八王子市における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない又は届出の有無を確認したい場合は、八王子市資源循環部廃棄物対策課（参照：巻末問い合わせ先）までお問い合わせください。

届出様式は、p.14を参照にしてください。八王子市のホームページから届出様式、記載例等が入手できます。

URL：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/614/048958.html>

(3) 多量排出事業者の処理計画の作成（法第 12 条の 2 第 10 項、同第 11 項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間 50 トン以上である病院等（「多量排出事業者」）は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、八王子市長に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。

提出及び問い合わせ先：廃棄物対策課 TEL：042-620-7458

URL：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/614/048964.html>

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

(5) 帳簿の記載と保存（法第 12 条の 2 第 14 項、法第 7 条第 15 項、同第 16 項）

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設（法第 15 条第 1 項）を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。

○ 帳簿の記載事項

（自ら運搬）

- ① 運搬年月日
- ② 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ③ 保管積替え場所ごとの搬出量

（運搬の委託）

- ① 委託年月日
- ② 運搬者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 運搬先ごとの委託量

（自ら処分）

- ① 処分年月日
- ② 処分方法ごとの処分量
- ③ 処分後の持出先ごとの持出量

（処分の委託）

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 処分者ごとの委託内容及び委託量

○ 帳簿の取扱い

- ① 翌月中までに記載すること
- ② 1 年間で閉鎖する
- ③ 閉鎖してから 5 年間保存する

特別管理産業廃棄物 管理責任者設置（変更）報告書

平成 年 月 日

八王子市長殿

〒

住所

名称

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）したので、次のとおり報告します。

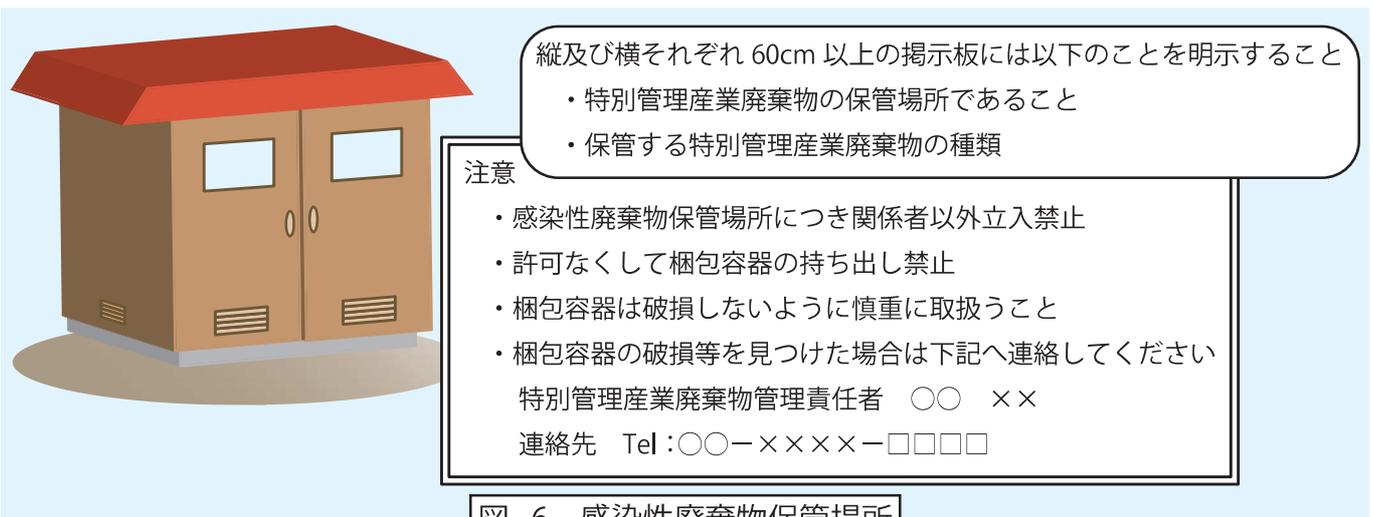
事業場の 名称、住所、 業種及び電話	名称 住所 〒 業種 電話 ()
特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名	(フリガナ) 職名 氏名
特別管理産業廃棄物 の種類	1 特別管理産業廃棄物 2 感染性廃棄物 ()
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格証明	1 実務経験証明証 2 講習会受講修了の写し 3 資格証明証の写し (医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、 看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士)
特別管理産業廃棄物管理 責任者の設置又は変更の 年月日及びその事由（変 更前の名称及び責任者名 を記入）	1 新規設置 2 変更 平成 年 月 日 (変更事由) 1 人事異動 2 名称変更 3 その他 () 変更前 名 称 責任者名
備 考	

- 備考** 1 特別管理産業廃棄物の種類は、できるだけ具体的に記入のこと。また、特定有害産業廃棄物の場合は、その物質名を記入のこと。
- 2 資格証明は、証明証の写しを添付すること。
- 3 名称変更のみで管理責任者の変更がない場合は、資格証明証の提出は不要です。
- 4 正副2部提出し、受付印押印後1部を保管のこと。なお、郵送する場合は返信用の封筒及び郵券を同封のこと。

2 保管編

(1) 感染性廃棄物の保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

- ・ 周囲に囲いをする。
- ・ 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意の表示する。（図.6）
- ・ 感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。
（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください！）
- ・ 感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にする。
- ・ やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れるなどする。



(2) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの・・ 密閉容器
- ② 固形状のもの…………… 丈夫なプラスチック袋を二重にして使用又は堅牢な容器
- ③ 鋭利なもの…………… 耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 表示（令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10）

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図.7のバイオハザードマークを付けてください。

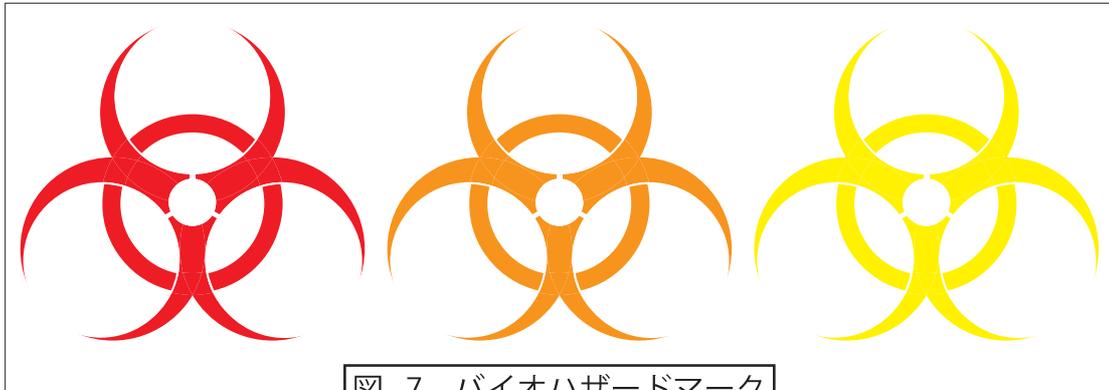


図.7 バイオハザードマーク

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）…………… 赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）…… 橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等）…………… 黄色



非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図.8のとおり行ってください。

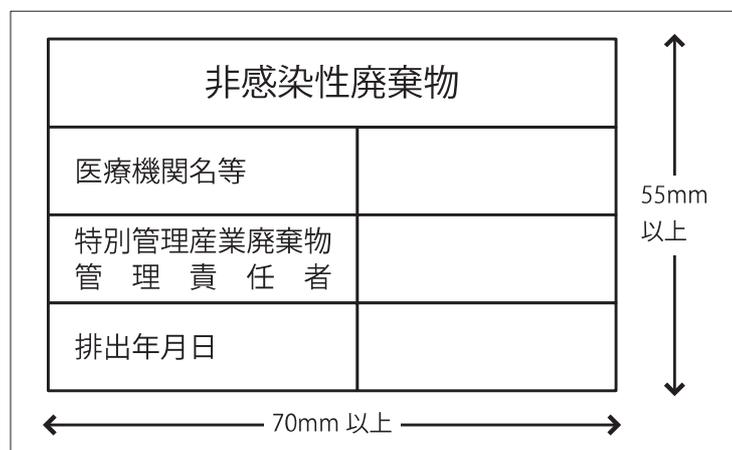


図.8 非感染性廃棄物ラベル

4章 委託処理

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第5項、法第12条の2第5項)

処理を委託する場合は、次の3点に気をつけてください。

1 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

○ 収集運搬業者選択のポイント

- ・ 収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 廃棄元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得しているか？
(通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

○ 処分業者選択のポイント

- ・ 処分させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか？

2章で、医療関係機関等から排出される廃棄物には「感染性廃棄物」、「非感染性廃棄物」、「その他廃棄物」の3種類があるという整理をしました。(参照：p.05)

① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれていますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています。(法第14条の4第17項、規則第10条の20)

従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。

② 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物は、感染性はありませんが産業廃棄物であることは変わりませんので、該当する区分の許可を有する業者と契約してください。(例：廃プラスチック類)

③ それ以外の廃棄物

①、②以外の廃棄物で、一般廃棄物は、八王子市一般廃棄物処理許可業者と契約して処理してください。また、ビン・カン等は産業廃棄物となりますので、許可品目をもっている業者と契約してください。

処理業者の選定方法には、以下のような方法があります。

(1) ホームページで処理業者を検索する

八王子市長の許可を受けた処理業者は、八王子市のホームページから検索することができます。

また、(財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページで全国の許可業者が検索できます。

- 八王子市（一般・産業）廃棄物処理業者検索

URL：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/614/jigyokeishorihouhou.html>

- 産廃情報ネット 情報開示支援システム

URL：http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/n_search.php

(2) 業界団体に問い合わせる

一例として(社)東京都産業廃棄物協会(参照：巻末問い合わせ先)では、会員である処理業者の紹介を行っています。

八王子市は行政機関ですので、個別の業者紹介は行っていません。

2 契約を締結する

委託する処理業者が決定すると、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は**必ず書面**で行うことと規定されています。（令第6条の2第4号、令第6条の6第2号）

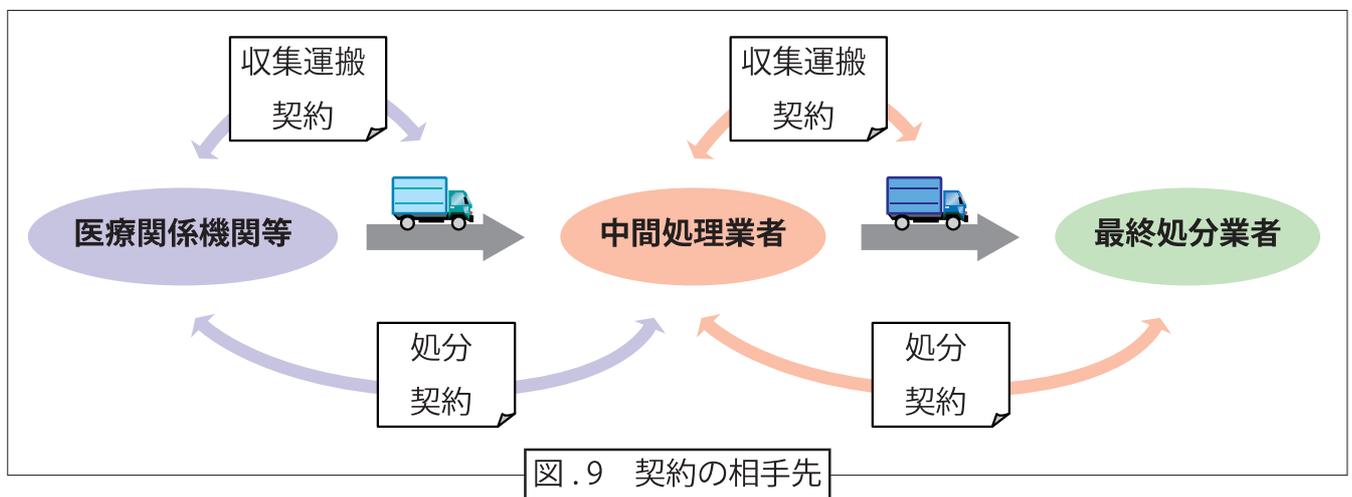
口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持って行って・・・」、これが重大な法律違反となってしまうのです。

それ以外の重要なポイントを以下にまとめます。

(1) 必ず二者契約する（法第12条第5項）

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反となってしまいます。（ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。）



(2) 契約書に許可証の写しを添付する（規則第8条の4）

許可証の写しの中で、以下の部分を特に確認してください。

○ 許可の有効期限

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります！

○ 許可の区分・条件

感染性廃棄物の許可のない処理業者は感染性廃棄物を扱うことができません。

○ 許可の自治体名

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば八王子市から福島県の処分場まで運搬する場合は、八王子市と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

(3) 契約書に含めなくてはならない必要事項（令第6条の2第4号）

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項が規定されており、p.21表.3に掲げるものがあります。

実際の契約書の内容については、東京都産業廃棄物対策課のホームページの「産業廃棄物処理委託モデル契約書」が掲載されておりますのでこちらを御参考ください。

URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission_model.html

(4) 契約書は5年間保存する（令第6条の2第5号、規則第8条の4の3）

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

表.3 委託契約書に含める事項

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけのものではなく、排出事業者が自ら交付すること（法第12条の3第1項）と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合がありますので、御注意ください。

マニフェストに関する重要なポイントを以下にまとめます。

(1) 最終処分終了まで確認する（法第12条の3第6項、規則第8条の26）

マニフェストの流れは、p.23 図.10 のようになります。

マニフェストは、運搬(B2票)、中間処分(D票)、最終処分(E票)が終了するごとに、処理業者から送付されます。控えのA票と戻ってきたマニフェストにより適正処理されたことを確認します。

マニフェスト（B2、D、E票）は送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

(2) マニフェストが戻ってこない場合（法第12条の3第8項、規則第8条の29）

マニフェストが定められた期間内（表.4）に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、八王子市へ報告してください。

感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、30日以内に八王子市長に報告（措置内容等報告書）を行わなければなりません。

表.4 マニフェストの写しの送付を受けるまでの期間

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票、D票	公布の日から 90日	公布の日から 60日
E票	公布の日から 180日	同 左

(3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する（法第12条の3第7項、規則第8条の27）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、図.11に示した様式にまとめ、毎年6月30日までに八王子市長へ提出するものです。（前年度4月1日～3月31日までに交付したマニフェストについて、6月30日までに提出する。）

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェスト及び帳簿管理等に十分留意してください。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）									
八王子市長 殿						平成 年 月 日			
						報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称						業 種			
事業場の所在地						電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

図.11 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式

○記載のポイント

- ① 前年度4月1日から3月31日までに交付したマニフェストについてまとめる。
- ② 事業場単位でまとめる。
- ③ 八王子市内で排出した（特別管理）産業廃棄物について、八王子市に報告する。
（他都道府県で排出したものについては、当該排出場所の産業廃棄物所管部署に提出する。）
- ④ 産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。

八王子市における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の取扱いは、八王子市のホームページで情報提供しています。

○提出方法

毎年4月1日から6月30日まで受付けます。

提出先：八王子市資源循環部廃棄物対策課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

(4) 電子マニフェストの利用を検討してください

電子マニフェストとは、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。電子マニフェストの流れは、p. 27 図 . 12 のようになります。

○ 電子マニフェストの長所

① 事務の効率化

- ・ マニフェストの5年間保存が不要
- ・ 処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
- ・ 管理票データの加工が容易
- ・ 事務の効率化による人件費の削減

② 法令遵守

- ・ マニフェストの誤記、記載漏れを防止
- ・ 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③ データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

特に④(参照：p. 24)については、電子マニフェスト情報を取りまとめる情報処理センターから八王子市に報告を行うため、事業者自らの提出が不要になります。ただし、通常のマニフェストを交付した分については、報告書として取りまとめ、八王子市に提出する必要がありますので御注意ください。

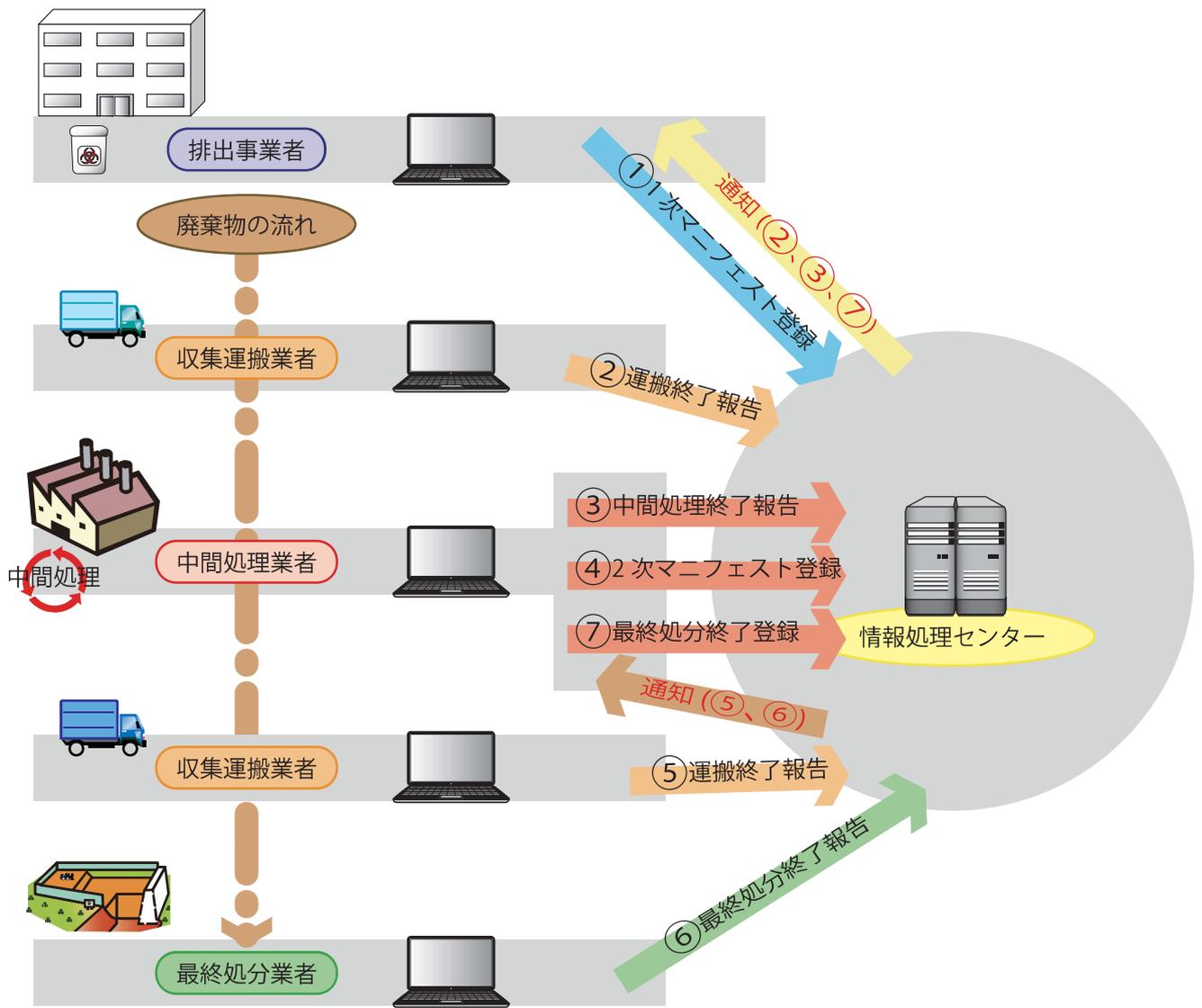


図.12 電子マニフェストの流れ

5章 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度

平成27年4月1日に八王子市が中核市に移行し、産業廃棄物に関する事務が東京都から移譲されました。排出事業者と処理業者の適正処理の取組を報告・公表する制度は都と同様に本市でも行っていき、八王子市のホームページでその取組内容が順次発表されます。

URL：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/614/051430.html>

(1) 排出事業者

一定規模以上の建設業や製造業、細心の注意のもとに取扱われるべき感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物を排出する病院、大学、自然科学研究所、血液センター、衛生検査所を対象とし、処理業者の選定方法や処理の履行状況確認方法、社内及び下請業者、部品納入業者等への教育など、適正処理の徹底を確保するための取組を公表しています。

医療関係機関等では、病院、血液センター、衛生検査所を対象としています。

(2) 処理業者

中間処理施設、最終処分場及び積替保管施設を有する産業廃棄物処理業者を対象とし、月ごとの搬入・搬出実績や廃棄物の保管状況、施設の稼働状況などを公表しています。

これらの取組により、排出事業者の意識の向上が図られ、適正処理の確保に向けた取組が促進されます。

処理業者に対しては、処理の状態が公表されることにより、処理業者に対する社会的信頼性が高まるとともに、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選定できるようになります。

報告・公表制度（八王子市産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱）

排出事業者

- ・一定規模以上の建設業、製造業
- ・感染性廃棄物を排出する病院など

処理業者

- ・施設を持つ処理業者
(積替保管を行う収集運搬業者・処分業者)

減量・適正処理を図るために講じている事項

- ・廃棄物処理の管理体制
- ・適正な業者選定、処理の履行確認など

産業廃棄物の処理状況

- ・運搬受託量、積替保管場所ごとの保管量
- ・処分受託量、処分後の持出量
- ・その他適正処理の実現を示す事項など



図.13 報告・公表制度の概要

2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

(2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

① 総括的な責任を担う組織（以下「総括的組織」という。）の名称

② 総括的組織が取り組んでいる事項

ア 社内（病院内）における産業廃棄物の管理体制

- 経営者層を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している。
- 産業廃棄物処理^{※4}の委託先の選定・契約に関する組織の間で、産業廃棄物処理について必要な情報を共有している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェスト^{※5}を導入している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入している。
- 産業廃棄物の保管場所を管理するための体制を構築している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。

<策定している手順書に含まれている内容>

- 適正な処理委託契約を行うための手順
- 特別管理産業廃棄物に該当するか否かを判断するための手順
- 適正な分別や保管の手順
- 紙マニフェスト^{※6}及び電子マニフェスト（以下「マニフェスト等」という。）の運用を適正に行うための手順
- 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順
- その他（ ）

- 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。
- 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構築している。
- 業務委託先等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のための体制を構築している。
- その他（ ）

イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内（病院内）のコミュニケーション

- 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
- 有害化学物質の使用状況を把握している。
- 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
- 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。

<把握している内容>

- 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況

図.14 病院報告様式（抜粋）

問い合わせ先

八王子市

資源循環部 廃棄物対策課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

Tel : 042-620-7458 FAX : 042-622-7262

八王子市ホームページ : <http://www.city.hachioji.tokyo.jp>

東京都環境局

資源循環推進部 産業廃棄物対策課

(〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1)

指導係 03-5388-3586

審査係 03-5388-3587

規制監視係 03-5388-3589

多摩環境事務所 廃棄物対策課

(〒190-0022 立川市錦町4-6-3)

審査係 042-528-2693

規制指導係 042-528-2694

産業廃棄物対策課ホームページ : http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

- ・処理業者の紹介
- ・汎用マニフェストの購入
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習

〒101-0047 千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

Tel : 03-5283-5455、ホームページ : <http://www.tosankyo.or.jp>

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)

- ・電子マニフェスト制度について

Tel : 0800-800-9023 (サポートセンター)、ホームページ : <http://www.jwnet.or.jp>

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

- ・「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

Tel : 03-3581-3351(代表)

ホームページ : <http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

感染性廃棄物を適正に処理するために

平成 28年 1月発行

発行 八王子市資源循環部廃棄物対策課

東京都八王子市元本郷町 3-24-1

電話：042 - 620 - 7458